

伝統芸能プロモーション事業委託業務 公募型プロポーザル実施要領

伝統芸能プロモーション事業委託業務に係る公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）に関する詳細は次のとおりである。

なお、企画提案書の提出は、書面及び電子データにより行うこととする。

1 業務概要

- (1) 業務名 伝統芸能プロモーション事業委託業務
- (2) 業務内容 別紙 伝統芸能プロモーション事業委託業務 仕様書のとおり（以下「仕様書」という。）
- (3) 履行期間 契約締結日から令和8年3月31日まで
- (4) 委託金額 11,539,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）以内

2 業務の目的

本町では、平成29年度から10年間の総合的なまちづくりの指針となる第2次北広島町長期総合計画（以下「長期総合計画」という。）と、長期総合計画との整合を図りながら重点施策を取りまとめた第3期北広島町総合戦略（以下「総合戦略」という。）を策定した。

長期総合計画は、本町のめざす将来像を「新たな感動・活力を創る北広島～人がつながり、チカラあふれるまち～」と定め、5つの重点方針に基づき施策を実施している。

また、総合戦略は、本町における人口の現状と今後の展望を示した「人口ビジョン」を踏まえて策定しており、行政をはじめ、住民、地域、団体、企業など町全体で地方創生を推進している。

本業務は、本町が誇る重要な観光資源である伝統芸能（「神楽」やユネスコ無形文化遺産「壬生の花田植」など）の継承と持続的な活動を推進し、これらを活用して町の知名度向上および地域経済の活性化を図るとともに、交流人口を関係人口へと転換し、「移住・定住」につなげる仕組みづくりを目的として委託するものである。

3 プロポーザルの実施方法

- (1) プロポーザルは、本業務の業務委託予定業者（以下「委託予定業者」という。）を選定する。
- (2) 委託予定業者の選定にあたっては、北広島町で組織する「伝統芸能プロモーション事業委託業務委託予定者選定委員会（以下「選定委員会」という。）」において審査を行う。
- (3) プロポーザルへの参加資格については、参加申込書等を提出した者の参加資格要件を確認し、提出者へ通知を行う。
- (4) 選定委員会は、選定審査において、企画提案書を提出した者の中から本件業務の委託予定業者としてふさわしいものを特定する。（特定された者を「特定者」という。以下同じ。）
- (5) 特定者が、契約の締結までにプロポーザルの参加資格に該当しなくなった場合又は

随意契約の見積書徴収において辞退した場合は、その者とは契約の締結を行わないこととする。この場合は、特定者の次順位の者を最も優れた者として、随意契約の手続きを行うこととする。

4 プロポーザルの参加資格

プロポーザルへの参加資格者は、法人格を有する団体で、次の各号に掲げる条件をすべて満たす者であること。

- (1) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4の規定による入札参加制限を受けている者
 - ② 手続開始の公示の日から契約締結の日までの間のいずれかの日において、北広島町の指名除外措置を受けている者
 - ③ 施行令第167条の4第2項に該当する者で、町長が入札に参加させないこととした者
 - ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は北広島町暴力団排除条例（平成23年条例第15号）第2条第2号に規定する暴力団員等又はこれらと密接な関係を有する者。
- (2) 本業務の趣旨を十分に理解し、仕様書に基づき委託事業を実施するために必要な体制を備えており、委託事業を的確に遂行できること。
- (3) 北広島町入札参加資格者名簿（役務）に登録されている者であること。ただし、契約締結の日までに登録される予定の者も含む。
- (4) 個人情報の取扱いについて、適切な保護措置を講じる体制を確保できること。
- (5) 地方税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

5 プロポーザルのスケジュール

内 容	日 程（期 限）	備 考
募集開始	令和7年9月17日（水）	
閲覧期間	令和7年9月17日（水）から 令和7年9月26日（金）まで	閲覧場所：北広島町ホームページ
質問受付	令和7年9月24日（水） 午後5時まで	提出方法：電子メール
質問回答期限	令和7年9月25日（木）	回答方法：電子メール
参加申込書の提出	令和7年9月26日（金） 午後5時まで	提出方法：持参又は郵送
企画提案書の提出 期限	令和7年10月7日（火） 午後5時まで	提出方法：持参又は郵送
選定審査会（書面）	令和7年10月中旬	
審査結果の通知	令和7年10月中旬	通知方法：電子メール

6 質問受付・回答

(1) 質問方法

本事業の業務委託の内容等についての質問は、質問受付期間中に、電子メール（様式任意）により提出する。提出の際は、会社名、担当者名、電子メールアドレス、電話番号等を併記すること。口頭及び電話による質問は不可。なお、提出した場合は、その旨、電話にて一報を入れること。

(2) 提出先

「7 書類提出及び問い合わせ先」に同じ

(3) 回答方法

質問受付期日までに提出されたすべての質問の回答は質問回答期限までに全事業者へ回答する。なお、提案書等の作成に係る質問以外は回答しない。

7 書類提出及び問い合わせ先

〒731-1533

広島県山県郡北広島町有田1122番地（道の駅 舞ロードIC千代田 管理棟内）

北広島町役場 商工観光課 観光振興係

電話：0826-72-7368

メール：kankou@town.kitahiroshima.lg.jp

8 プロポーザル図書の閲覧場所及び入手方法

(1) 閲覧場所

北広島町ホームページ

(2) 図書の入手方法

北広島町ホームページからダウンロードすること。

9 プロポーザルへの参加申込書の提出（資格審査）

プロポーザルへの参加を希望する事業者は、以下の書類をプロポーザル参加申込の期間中に「7 書類提出及び問い合わせ先」へ提出すること。

なお、参加申込後、参加を辞退する場合は、企画提案書等の提出期限までに参加辞退届（様式4）を提出すること。プロポーザルを辞退したものは、これを理由として以後の他の業務の指名等について不利益な取り扱いを受けるものではない。

<共通>

(1) 参加申込書（様式1）

(2) 会社概要説明書（様式2）

(3) 業務実績書（様式3）

<北広島町競争入札参加資格者名簿に登録されていない法人のみ>

(4) 最新決算年度の財務諸表（写し可。貸借対照表及び損益計算書。）

(5) 地方税、消費税及び地方消費税の納税証明書（写し可。提出日から3か月以内に発行されたもの。）

(6) 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（写し可。提出日から3か月以内に発行されたもの。）

(7) 印鑑証明書（写し可。提出日から3か月以内に発行されたもの。）

10 プロポーザルへの参加承認通知

参加申込に係る書類の確認後、プロポーザルへの参加の認否を文書にて通知する。

11 企画提案書等の提出手続き（選定審査）

プロポーザルへの参加承認を受けた事業者は、以下の書類を企画提案書等の提出期限までに「7 書類提出及び問い合わせ先」へ提出すること。なお、提出後の提案内容等の修正は一切認めない。

(1) 提出書類

- ①企画提案書提出届（様式5）
- ②企画提案書（様式自由）
- ③業務実績書（様式3）
- ④工程表（様式自由）
- ⑤提案見積書（様式自由）

(2) 作成方法

企画提案書等の提出書類は以下の点に注意し作成すること。

- ①日本工業規格A4を用いて、片面印刷、カラー可、20ページ以内、本文フォントサイズ10.5以上で作成すること。
- ②仕様書に示す業務内容における実施方法、業務の進行など具体的に記載すること。
- ③見積書は本事業に係る所要経費を全て見積もり、見積りの根拠となった明細を明らかにすること。（消費税及び地方消費税を含む。）

(3) 提出部数および提出方法

10部（左上ホチキス止め）作成し、持参又は郵送にて提出し、併せて電子データでも提出すること。郵送の場合は、封筒に「企画提案書在中」と朱書きして提出期限までに提出すること。提出先は、「7 書類提出及び問い合わせ先」に同じ。

12 審査

(1) 審査方法

企画提案書等の提出書類の内容をもとに、「伝統芸能プロモーション事業委託業務委託予定者選定委員会」において総合的に評価を行い、特定者を選定する。ただし、審査の結果、最高評価得点数が6割以上の評価に満たない場合は選定しない。

(2) 評価項目

別表「プロポーザルの審査基準」のとおり

1.3 選定結果の通知

選定結果は提案者全員に通知する。なお、審査内容の詳細については非公開とし、審査内容についての問い合わせ及び審査結果に対する異議の申し立ては一切受け付けない。

1.4 その他

(1) 費用の負担

参加申込書及び企画提案書の作成等、プロポーザルに関する費用は、提出者の負担とする。

(2) 手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(3) プロポーザルに係る失格要件

プロポーザルの参加者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

①参加申込書及び企画提案書が、提出方法、提出先及び提出期限に適合しない場合

②参加申込書及び企画提案書が、町の定める様式及び記載上の留意事項に適合しない場合

③参加申込書及び企画提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合

④参加申込書及び企画提案書に虚偽に内容が記載されている場合

⑤選定委員会又は関係者に直接、間接を問わずプロポーザルに関して不正な接触又は要求をした場合（プロポーザル実施要領に定める手続きは除く。）

⑥審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合

⑦北広島町の審査の結果、参加資格がないと認められる場合

⑧北広島町から指名停止等の措置を受けている場合

⑨地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項各号の規定に該当する場合

⑩会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをしている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをしている者

⑪破産法第18条若しくは第19条の規定による破産手続開始申立てがなされた場合。

⑫北広島町暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員及び同上第3号に規定する暴力団員等（以下、「暴力団員等」という。）。また暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

⑬無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第5条に規定する観察処分を受けた団体又は当該団体の役職員若しくは構成員

⑭宗教活動又は政治活動を主たる目的としている者

⑮国税、地方税を滞納している場合

⑯その他、プロポーザル実施要領に違反すると認められる場合

(4) 業務委託契約に関する事項

契約は、北広島町財務規則（平成17年規則第47号）に基づき行う。

①契約の方法

随意契約とする。

②業務委託契約約款

北広島町の定める「業務委託契約約款」を使用する。

③契約保証金

契約保証金は免除する。

(5) その他

①参加事業者は、参加申込書及び企画提案書の提出をもって本実施要領の記載内容を承諾したものとみなす。

②参加申込書及び企画提案書は、受注者の特定以外に使用しない。ただし、プロポーザルに関する記録として使用できるものとする。

③参加申込書及び企画提案書に虚偽の記載をした場合には、指名除外措置を行うことがある。

④参加申込書及び企画提案書は、審査に必要な範囲において、複製を作成することがある。

⑤参加申込書及び企画提案書は返却しない。

⑥プロポーザルの結果については、公表することがある。

⑦参加申込書及び企画提案書は、公正性、透明性、客観性を期するため公表することがある。

⑧プロポーザルの作成のために北広島町より受領した資料は、北広島町の了解なく、公表、使用してはならない。

⑨参加申込書及び企画提案書の提出は、1者につき1提案に限る。

⑩企画提案者が1者であっても企画提案の評価を実施し、基準を満たしていると判断した場合は、委託予定業者として特定する。

別表 プロポーザルの審査基準

(1) 企画提案書を特定するための審査基準は次のとおりとする。

審査項目	審査基準	点数
業務実施体制	業務実施に係る工程表および人員体制が適正であり、専門知識を有した実績ある人員が配置されているか。	10点
	見積書は提案内容を踏まえたもので、項目の明細については人員数や運営費等の細目まで記載し、適正な見積もり金額が提示されているか。	10点
企画提案内容	本業務を十分理解し、仕様書に提示された業務内容がすべて網羅され、具体的かつ分かりやすく記載されているか。	10点
	【観光消費額向上】 本業務が、伝統芸能（「神楽」やユネスコ無形文化遺産「壬生の花田植」等）を活用し高付加価値化による「稼ぐ」観光産業となる提案となっているか。	10点
	【観光客向け体験ツアー開発】 神楽や花田植鑑賞などを組み込んだ体験型ツアーを商品化し、インバウンドを含めた観光目的地としての町の魅力を高める提案となっているか。	10点
	【若者の関与】 将来の神楽や花田植の担い手となる若者を町内外から積極的に巻き込む仕組みを構築し、体験・学習・参加の機会を設け、都市部の若者と町との継続的な関係人口の増加を目指す提案となっているか。	10点
	【情報発信の強化】 わかりやすく親しみやすいキャッチフレーズと統一的なロゴを掲げ、地域ブランドとして確立するとともに、情報発信のプラットフォームとなるホームページを整備し、SNSなどのデジタルツールを活用した情報発信の強化とインバウンドにも対応した広域的な認知拡大を図る提案となっているか。	10点
	【拠点施設との連携】 伝統芸能の効果的なプロモーションの拠点を、舞ロードIC千代田として観光客誘致を促進し、地域内の消費拡大、関連産業の活性化に繋げ、開発した体験ツアー等の新たなコンテンツが観光需要を喚起し、収益性を高める提案となっているか。	10点
	【事業推進主体の自立との多様な主体の参画】 事業実施に当たり、NPO 神楽芸術研究所・北広島町神楽協議会・花田植保存会など関係各団体の主体的な参画と事業推進主体の自立が期待できる提案であり、併せて、町内で開催される主要神楽大会・花田植行事の魅力向上につながる提案であること。	10点
	仕様書にない提案など業務への積極的な姿勢がみられ、本町への業務支援方法が適格で協力的であるか。	10点
合計		100点

※選定審査における各委員の評価点の平均点が、高い順に順位を決定する。

※ただし、審査の結果、最高評価得点数が6割以上の評価に満たない場合は選定しない。